

○伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例施行規則

平成 31 年 3 月 27 日

組合規則第 1 号

(設置)

第 1 条 この規則は、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会条例（平成 31 年組合条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 委員会の開議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、業務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。